

日本GH協 ニュース

公益社団法人日本認知症グループホーム協会 2015.2.6 第19号

平成27年度 介護報酬改定 基本報酬引き下げ5%台！ 基本報酬の下げは、工夫で取り戻そう

本日2月6日の社会保障審議会 介護給付費分科会で、平成27年度介護報酬改定における各サービスの単位数が示された。国の財政難（全体の改定率▲2.27%、処遇改善等消費税対応分を除くと▲4.48%）を反映して、各サービスとも厳しい結果となった。

グループホームでは、経営実態調査における収支差率11.2%を受けて、基本報酬の引き下げが大きかった。現実には、さらに大きな引き下げが予定されていたが、河崎会長の「収支差率でなく、収支差額で判断してほしい」という再三の発言が、引下げ幅をわずかでも圧縮した形となった。また、改定を読み込むと、夜間体制支援加算や看取り介護加算など、工夫によって、点数の確保が可能なものもある。さらには、ユニット数の見直しなど、基盤整備に向けての緩和もみられる。今回改定に対しては引き下げ部分を把握したうえで、改定に残された点数積み上げの可能性を探る作業が求められる。

なお、この日の審議では、田部井委員（認知症の人と家族の会理事）が「改定には新オレンジプランの理念との整合性が見当たらない。事業者の立場はもとより利用者の私たちも大きな下げに愕然とした。私たちは働く人に負担を押し付けて、利用者の負担が減ることを望んでいない」と発言。傍聴席からは異例にも拍手が起こった。審議の終わり近く、田部井委員の「認知症施策の推進について家族、事業者がホッとできるコメントをいただきたい」という発言に、水谷室長は次のように答えた。

「今回改定で下がる部分もあるが、逆に、認知症や中重度の方への対応は個別のサービスに加算を設ける等工夫をしている。認知症施策については、報酬改定以外にも認知症の方にやさしい地域づくりに向けて、基盤整備等、様々な省庁でがんばっていききたい」

なお、当協会では介護報酬改定説明会を開催し、改定の詳細とその対応策を説明する。ご参加いただきたい。（申込方法等詳細は協会ホームページ「研修・セミナー情報」参照）

認知症グループホーム関連の介護報酬改定・指定基準の主な見直しのポイントは別紙のとおり。

※協会へのご意見ご要望等ございましたら事務局までご連絡ください。

* 連絡先 Tel 03-5366-2157 Fax 03-5366-2158 E-mail info@ghkyo.or.jp

協会ホームページ <http://ghkyo.or.jp/home>



平成27年度介護報酬改定・指定基準の見直しの主なポイント (認知症対応型共同生活介護関連部分)

1. 基本報酬

① (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 (I) (1ユニット) (単位/日)

	現行	改定後	現行との差
要支援2	801	755	-46
要介護1	805	759	-46
要介護2	843	795	-48
要介護3	868	818	-50
要介護4	886	835	-51
要介護5	904	852	-52

② (介護予防) 認知症対応型共同生活介護 (II) (2ユニット以上) (単位/日)

	現行	改定後	現行との差
要支援2	788	743	-45
要介護1	792	747	-45
要介護2	830	782	-48
要介護3	855	806	-49
要介護4	872	822	-50
要介護5	890	838	-52

③ (介護予防) 短期利用認知症対応型共同生活介護 (I) (1ユニット) (単位/日)

	現行	改定後	現行との差
要支援2	831	783	-48
要介護1	835	787	-48
要介護2	873	823	-50
要介護3	899	847	-52
要介護4	916	863	-53
要介護5	934	880	-54

④ (介護予防) 短期利用認知症対応型共同生活介護 (II) (2ユニット以上) (単位/日)

	現行	改定後	現行との差
要支援2	818	771	-47
要介護1	822	775	-47
要介護2	860	811	-49
要介護3	886	835	-51
要介護4	903	851	-52
要介護5	920	867	-53

2. 夜間の支援体制の充実

(単位/日)

現行		改定後	
夜間ケア加算 (I) (1ユニット)	50	<u>夜間支援体制加算 (I) (1ユニット)</u>	50
夜間ケア加算 (II) (2ユニット以上)	25	<u>夜間支援体制加算 (II) (2ユニット以上)</u>	25
主な算定要件		主な算定要件	
夜間及び深夜の時間帯に1ユニット1名 + 介護従事者を1名配置。		夜間及び深夜の時間帯に1ユニット1名 + 介護従事者 <u>または宿直職員</u> を1名配置。	

3. 看取り介護加算の充実

(単位/日)

現行		改定後	
死亡日以前4日以上30日以下	80	死亡日以前4日以上30日以下	<u>144</u>
死亡日の前日及び前々日	680	死亡日の前日及び前々日	680
死亡日	1,280	死亡日	1,280
主な算定要件		主な算定要件	
① 看取り指針の作成・説明・同意 ② 医師の診断、計画の作成、随時の説明・同意		① 看取り指針の作成・説明・同意・ <u>見直し</u> 、 <u>看取りに関する職員研修の実施</u> ② 医師の診断、計画の作成・ <u>説明・同意</u> 、 随時の <u>介護記録等</u> による説明・同意	

4. サービス提供体制強化加算の拡大

(単位/日)

現行		改定後	
		サービス提供体制強化加算 (I) (新設)	<u>18</u>
		サービス提供体制強化加算 (I)	12
		サービス提供体制強化加算 (II)	6
		サービス提供体制強化加算 (III)	6
主な算定要件		主な算定要件	
(I) 介護福祉士50%以上 (II) 常勤職員75%以上 (III) 3年以上勤続30%以上		<u>(I) 介護福祉士60%以上</u> (II) (III) (IV) は、 それぞれ現行の (I) (II) (III)	

5. 介護職員処遇改善加算の拡大

(単位/月)

現行		改定後	
		介護職員処遇改善加算 (I) (新設)	所定単位数の <u>8.3%</u>
		介護職員処遇改善加算 (I)	所定単位数の <u>4.6%</u>
		介護職員処遇改善加算 (II)	(I) の90%
介護職員処遇改善加算 (III)	(I) の80%	介護職員処遇改善加算 (III)	(II) の90%
介護職員処遇改善加算 (III)	(I) の80%	介護職員処遇改善加算 (IV)	(II) の80%
主な算定要件		主な算定要件	
(I) キャリアパス要件 (① 又は ②) 及び 既存の定量的要件 (II) は上記いずれか○、(III) はいずれも×		(I) キャリアパス要件 (① <u>及び</u> ②) 及び <u>新たな定量的要件</u> (II) (III) (IV) は、現行の (I) (II) (III)	

6. ユニット数に係る規定の見直し

現行	改定後
「1又は2」を標準	「1又は2」。ただし、 <u>新たな用地確保が困難である等の事情がある場合には3ユニットまで差支えないことを明確化。</u>

7. 共用型認知症対応型通所介護の利用定員に係る規定の見直し

現行	改定後
1事業所3人以下	<u>1ユニット3人以下</u>

※共用型認知症対応型通所介護の基本報酬は変更なし。

8. 地域区分の見直し

(現行)

(円)

		地域割り (上乘せ割合)						
		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他
		18%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
人件費割合	70%	11.26	11.05	10.84	10.70	10.42	10.21	10
	55%	10.99	10.83	10.66	10.55	10.33	10.17	10
	45%	10.81	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10

(改定後)

(円)

		地域割り (上乘せ割合)							
		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	<u>7級地</u>	その他
		<u>20%</u>	<u>16%</u>	15%	12%	10%	6%	3%	0%
人件費割合	70%	11.40	11.12	11.05	10.84	10.70	10.42	10.21	10
	55%	11.10	10.88	10.83	10.66	10.55	10.33	10.17	10
	45%	10.90	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10

※認知症対応型共同生活介護の人件費割合は45%

※平成27年度からの地域区分の適用地域は介護給付費分科会資料よりご確認ください。

※第119回社会保障審議会介護給付費分科会資料は、近日中に、協会ホームページ「厚生労働省等関係新着情報一覧」に掲載いたしますので、詳細はそちらでご確認ください。